

# 令和7年4月1日以降の経営業務管理責任者の の経験認定書類の緩和について

経営業務管理責任者の経験年数に記載された期間については、契約書の原本又は注文書の原本及び請書の写し等で工事実績の確認を行っているところですが、令和7年4月1日から、許可通知書も認めることとします。

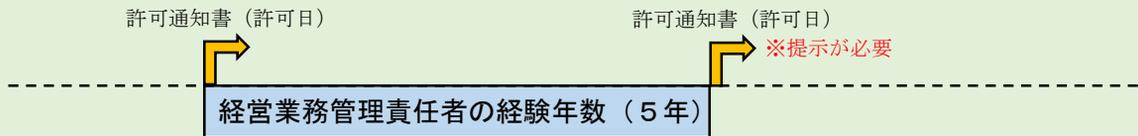
※法人登記、社会保険加入履歴等による、経験期間の常勤性確認は通常通り行います。

《取扱い》

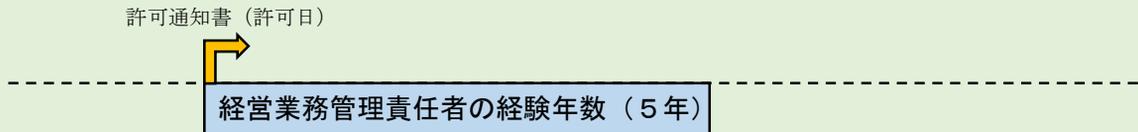
- ①提示する許可通知書は岡山県知事許可であることを問わず、写しでの提示も可とする。
- ②連続する2期分の許可通知書の提示により、1期目の許可日から許可満了日まで証明可能とする。
- ③許可通知書が岡山県知事許可を持つ申請・届出業者のものであり、当時の許可が現在まで有効な場合に限り、許可通知書1枚で許可日から許可満了日まで証明可能とする。
- ④許可満了日までに廃業している場合、受付印のある廃業届の写しを提示すれば、廃業届に記載された「廃業等の年月日」まで証明可能とする。

《例》

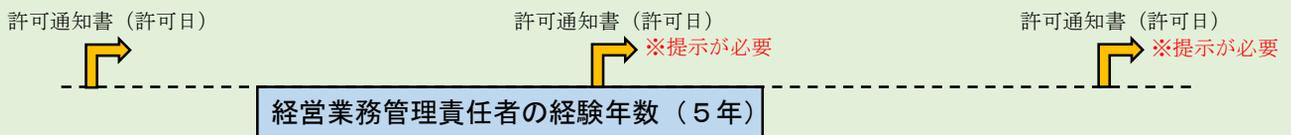
- ①許可日が経験年数の始期である場合



- ②許可日が経験年数の始期で、当時から現在まで有効な岡山県知事許可を持つ自社経験の場合



- ③許可日と経験年数の始期が異なる場合



- ④許可日と経験年数の始期が異なり、当時から現在まで有効な岡山県知事許可を持つ自社経験の場合



- ⑤許可日と経験年数の始期が異なり、許可満了日までに廃業していた場合

